

ドイツ法定年金給付抑制のメカニズムと補完策

会津大学短期大学部

産業情報学科

石光 真

ドイツ法定年金給付抑制のメカニズムと補完策

石光 真

平成 21 年 12 月 20 日受付

【要旨】 (1) ドイツ法定年金の現行の給付抑制策には、年金保険料ネットスライド リースター係数 持続性係数 67歳年金 調整係数 グロス賃金調整係数などの制度がある。長期的には年金純債務を他の社会保険と違って問題のないレベルにまで減らす道具立ては揃った。ただし、政治経済学的には給付抑制は遅延する誘因が大きく、遅延は後世代負担を高める。

(2) ドイツの老後給付は、法定年金(報酬比例型純粋賦課方式。月収 400 ユーロ以上の被用者等が強制加入。保険料率 19.9%、給付代替率 45 年拠出 46.6%、平均 35.5%(2008 年旧連邦州(西ドイツ)男性。現行賦課方式は 1957 年から)を中心に、リースター年金(企業年金を中心とする積立方式。任意加入。保険料率 4%以上。所得や子供数に応じて拠出補助や税制優遇が与えられる。2001 年から) リュルップ年金(自営業者向けの税制優遇つき積立方式年金。2004 年から) 企業年金(税制優遇つき。企業年金法は 1974 年制定)と、基礎保障(老齢と稼得減少における基礎保障。税財源の移転支出である社会扶助の給付基準を緩和したもので、月額 351 ユーロ。2001 年にリースター年金とともに設置)から成り立つ。法定年金のスリム化を、リースター年金等と基礎保障の両方で補完しようとしている。

目次

1. 法定年金(Gesetzliche Rentenversicherung:GRV)
 - 1.1. 歴史
 - 1.2. 被保険者
 - 1.3. 保険料率
 - 1.4. 給付
 - 1.4.1. 年金額算定式 (Rentenformel)
 - 1.4.2. 年金額スライド算定式(Rentenanpassungsformel)
 - 1.4.3. 受給者数と給付総額
 - 1.5. 給付抑制
 - 1.5.1. 年金額スライド算定式による給付抑制と抑制緩和
 - 【1992 年年金改革より前】(グロス賃金スライド)
 - 【1992 年年金改革】(ネット賃金スライド)
 - 《1999 年年金改革》(人口動態係数)
 - 【2000 年・2001 年の特別措置】(賃金スライド停止)
 - 【2002 年・2003 年】(ネット賃金スライド復活)
 - 【2004 年・2005 年・2006 年】(ゼロスライド)
 - 【2007 年】(リースター係数と持続性係数)
 - 【2008 年/2009 年】(リースター係数停止で給付拡大)
 - 【2010 年～2012 年】(リースター係数と持続性係数)
 - 【2011 年～】(調整係数による給付抑制の定式)
 - 【2013 年～】(グロス賃金調整係数追加)
 - 【?～】(加重係数引上げによる持続性係数の強化)
 - 1.5.2. 年金スライド率と政権交替の関係
 - 1.5.3. 公式支給開始年齢引き上げによる給付抑制
 - 1.5.4. 年金課税シフトによるネット給付抑制
 - 1.6. 法定年金給付抑制が世代間移転に与える影響
 - 1.6.1. 賦課方式と積立方式
 - 1.6.2. ドイツでの積立方式論争
 - 1.6.3. ドイツの年金純債務
 - 1.6.4. 年金純債務の世代間負担配分

2. 個人勘定の積立年金
 - 2.1. リースター年金 (Riester-Rente)
 - 2.1.1. 補助対象者
 - 2.1.2. 補助対象契約
 - 2.1.3. 補助の内訳
 - 2.1.4. 企業年金
 - 2.1.5. 預金、個人年金、ファンド積立プラン
 - 2.2. リュルupp年金(Rürup-Rente)
 - 2.3. アイヒェル年金(Eichel-Rente)
3. 公的老齢給付間の関係
 - 3.1. リースター年金の停滞と伸張
 - 3.2. 税財源移転支出 (社会扶助、基礎保障、失業手当)
 - 3.2.1. 社会扶助 (Sozialhilfe)
 - 3.2.2. 基礎保障 (Grundsicherung)
 - 3.2.3. 失業手当 (Arbeitslosengeld)
 - 3.3. リースター年金・法定年金と社会扶助との関係
 - 3.4. リースター年金と社会扶助の関係をどう考えるか
 - 3.5. ドイツの「年金空洞化」対策
 - 3.5.1. 移転支出受給者化
 - 失業手当 とリースター年金の関係
 - 法定年金と社会扶助の関係
 - リースター年金と基礎保障の関係
 - 3.5.2. 法定年金対象者拡大
 - 3.5.3. その他の制度
4. おわりに：この間のドイツの年金改革の持つ意味
 - 4.1. 給付抑制の世代会計的影響
 - 4.2. 部分積立方式導入の世代会計的影響
 - 4.3. 補完策の所得再分配機能

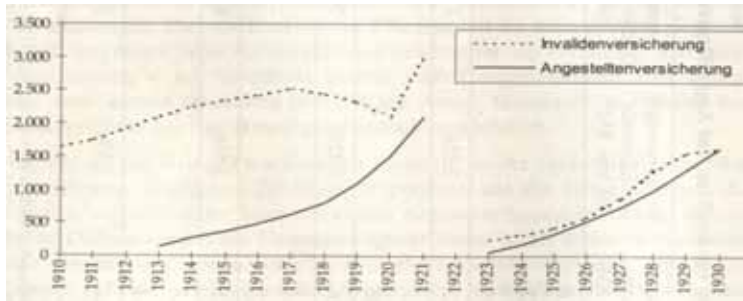
参考文献

1. ドイツ法定年金(Gesetzliche Rentenversicherung:GRV)

1.1. 歴史

1889年 世界初の労働者老齢・癱疾保険

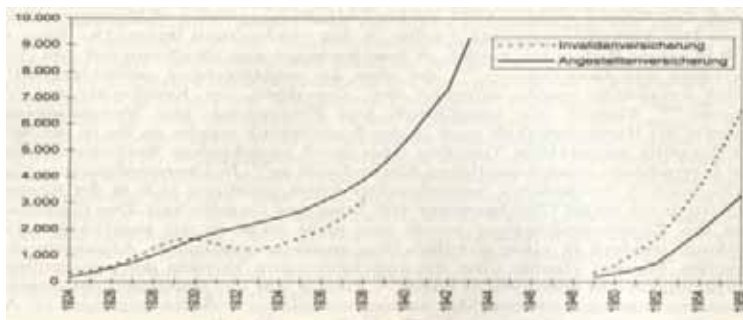
ドイツ帝国宰相ビスマルクが労働運動の高揚に対するアメとムチ（Zuckerbrot und Peitsche）の一環として導入した（健康保険は1883年、労災保険は1884年）。1911年には職員層も強制加入になり、ほとんどの被用者を対象とする老齢・遺族・労働不能年金制度が確立する。



点線は癱疾保険、
実線は被用者老齢年金保険
単位：百万RM

図表1 ドイツの公的年金の積立金¹（第一次大戦の前と後）

当初の負担が少ないことを理由に賦課方式を主張した企業側に対して、政府は「後年の負担で現在の負担を軽減しようとするのは軽率である」という理由で、加入者個人の年金口座に保険料を積み立てる積立方式を採用した²。ドイツは第1次大戦後のインフレによる減価、ヒットラー政権の賦課方式移行願望、第2次大戦後のインフレによる減価にもかかわらず、1956年まで積立方式を維持した（図表1、図表2）³。



点線は癱疾保険、
実線は被用者老齢年金保険
単位：
（第二次大戦前）百万RM、
（第二次大戦後）百万DM

図表2 ドイツの公的年金の積立金（第二次大戦の前と後）⁴

¹ Manow[2000]S.154.

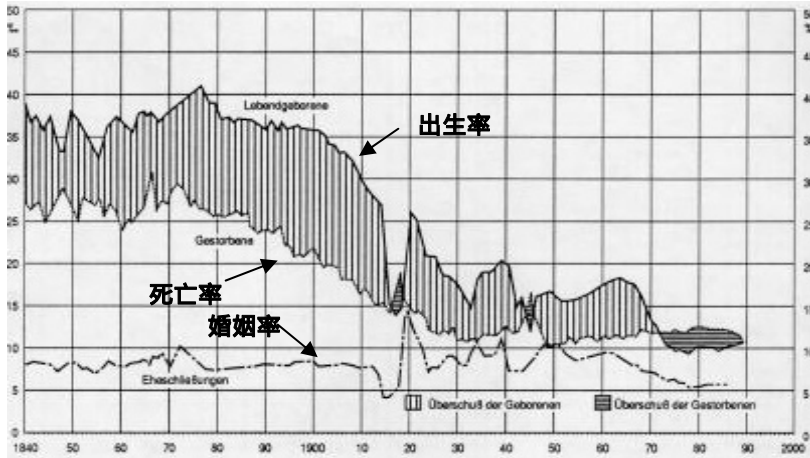
² Manow[2000]S.148.

³ 1913年から積立の始まった職員年金の積立金は1921年には20億マルクに達し、天文学的インフレで烏有に帰した。1923年から再び積立を始め、1945年には90億ライヒスマルクに達していた。さらに1949年に三たび積立を始め、1956年には30億ドイツマルクに達していた（Manow[2000]S.154,S.166）。

⁴ Manow[2000]S.166.

1957年 賦課方式に移行（1957年年金改革）

ドイツ連邦共和国首相アデナウアー（キリスト教民主党 CDU 創設者）は、経済奇跡（ドイツの戦後の経済成長はそう呼ばれた）の恩恵を退職者にも再分配したいという意図の下、グロス賃金スライド付きの賦課方式（賃金スライドを**動態的年金** dynamische Rente と名付けた）への移行を主張した。エアハルト経済相（CDU）は、持続性に問題があるという理由で賦課方式に反対した。



図表3 ドイツの出生率⁵

ドイツの出生数は、1964年の136万人をピークに減少する（図表3）（日本の出生数のピークは1949年の270万人）⁶。

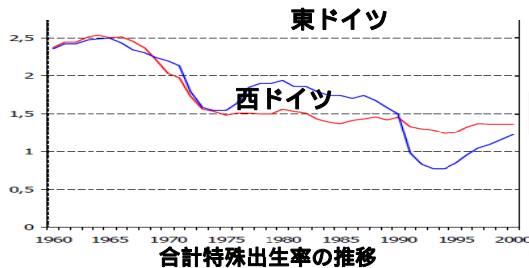
1967年 純粋積立方式に移行

30億DM（ドイツマルク）の積立金を使い尽くし、以後変動予備金だけになる。

⁵ <http://www.basilautzkis.de/downloads/images/Abb9k.jpg>

⁶ 長期的には、1870年代に始まった死亡率の低下について1900年頃から始まった出生率の低下（人口転換）の最終局面である。1900年頃から始まった出生率の低下には、1889年に始まった公的年金制度も作用している可能性がある。

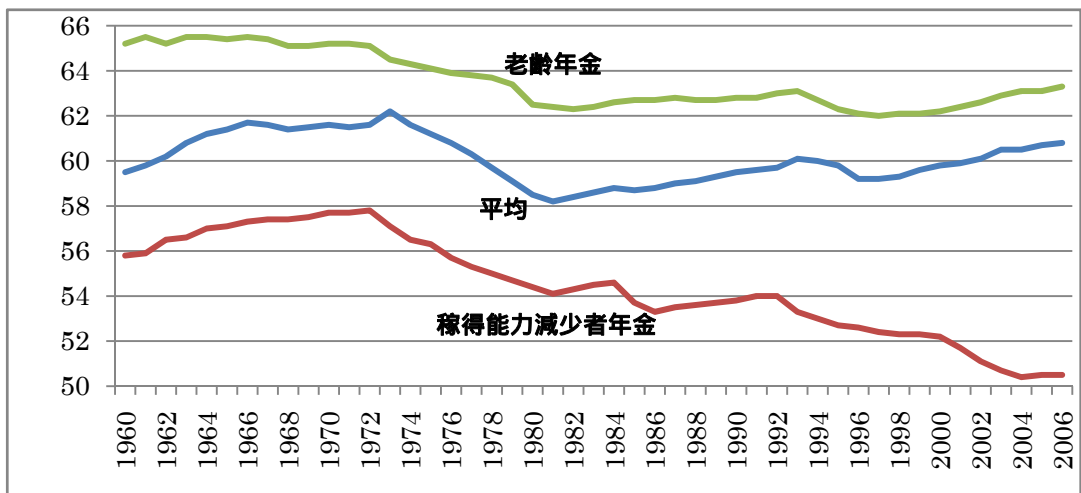
ドイツ民主共和国（東ドイツ）の合計特殊出生率は70年代まではドイツ連邦共和国（西ドイツ）と同じだが、その後の出産奨励策により、ジェットコースターと呼ばれる出生率の乱高下を記録する（下図。東ドイツは80年代に合計特殊出生率が2に近づいたが、再統一後の1990年代には一時は1を下回る）。



<http://www.ruhr-uni-bochum.de/sozialreformen/Nachhaltigkeit.pdf> S.3.

1972年 退職時期柔軟化

一般被保険者は63歳から（重度障害者、職業不能者、稼得不能者は60歳から）減額なしで老齢年金が受給できるようになる。第1次オイルショックで失業者が100万人台、第2次オイルショックで200万人台に達するドイツ連邦共和国（西ドイツ）において、「ワークシェアリング」の発想に基づいて導入されたこの政策は、拠出額を減らして給付額を増やし、年金債務を拡大させた。老齢年金の平均受給開始年齢が始まっただけでなく、稼得能力減少年金の平均受給開始年齢も1972年から下がり始め、その後やや上昇した老齢年金受給開始年齢と異なり、現在に至るまで下がり続けている（図表4）。



図表4 受給開始年齢⁷

1972年 専業主婦ならびに自営業者の任意加入が可能になる。

1983年 年金受給者の健康保険料の段階的引き上げを決定。

1984年 早期退職法

CDU 社会派のブリューム労働社会相による。

1985年 育児期間が法定年金拠出期間に算入されるようになる。

1989年 1992年年金改革可決（ネット資金スライドに移行、受給開始年齢引き上げ、最低拠出期間延長）

年金改革の開始である。

⁷ <http://www.dia-vorsorge.de/downloads/df050107.pdf> より石光作成。旧連邦州（西ドイツ）男性の数値。

	稼得能力減少者年金	老齢年金	平均
1972年	57.8歳	65.1歳	61.6歳
1981年	54.1歳	62.4歳	58.2歳
2006年	50.5歳	63.3歳	60.8歳

(1)年金スライドがグロス賃金準拠からネット賃金準拠に移行した。保険料率が上がると給付も抑制される仕組みである。

(2)年金の公式開始年齢を 2001 年以降徐々に 63 歳から 65 歳へと引き上げることを決めた。

(3)最低拠出期間が 25 年から 35 年に延長された。

1995 年 介護保険制度の創設に伴い、年金受給者も介護保険料拠出開始。

1997 年 1999 年年金改革可決

年金給付を平均余命の伸張に連動して抑制する「**人口動態係数** demographischer Faktor」の導入を決定（CDU プリューム労働社会相）

1998 年 社民党・緑の党への政権交代により、人口動態係数の導入計画は廃棄。その代わり、2000 年 / 2001 年の賃金スライドを停止して物価上昇率のみのスライドとすることを決定。

1999 年 エコ税 Ökosteuern を導入、年金財源に投入。⁸

2000 年 11 月 老齢資産法案閣議決定。

核心は国庫補助のある任意加入で積立方式の老齢年金（**リースター年金**）導入である。私的な追加年金により、賦課方式の法定年金の抑制を補完しようとするものである。当初計画されていた「平衡係数 Ausgleichsfaktor⁹」は、2011 年以降の支給開始世代の年金を抑制しようとする、比較的若い世代により負担のかかるものだったが、考慮の未廃案となり、ドイツ年金保険運営団体連合会 VDR の提案により、前政権の人口動態係数に似た提案（**リースター係数**）が採用された。

2001 年 老齢資産法（AVmG）老齢資産補完法（AVmEG）可決（**2000 年 / 2001 年年金改革**）

部分的積立方式の追加年金は労働社会相の名をとって**リースター年金**と呼ばれる。リースター年金に対しては連邦と州で補助金を支出することになる。

⁸ 2005 年の政府答弁によると、エコ税は 1.7%の保険料引き下げに相当するという。

年	エコ税税収 (百万ユーロ)	うち法定年金への投入 (百万ユーロ)
1999	4,300	4,200
2000	8,800	8,400
2001	11,800	11,200
2002	14,300	13,700
2003	18,700	16,100

エコ税税収の法定年金への投入 <http://dip21.bundestag.de/dip21/btd/15/052/1505212.pdf>

法定年金への国庫補助は、育児中の親や失業手当 に対する保険料相当金額補助のように、一般の加入者の保険料を財源とするのに適さない支出に充当される。

⁹ 現行制度で保護条項による給付削減先送りを後年補填するときに用いる平衡係数（後述）とは別のものである。

2003年 法定年金持続性法、老齢所得法可決（2004年年金改革）¹⁰

(1) 法定年金持続性法(RV-Nachhaltigkeitsgesetz)は、年金スライド決定式に**持続性係数** (Nachhaltigkeitsfaktor)を導入することによって年金給付増を抑制する。持続性係数は受給者数の拠出者数に対する比率を反映する。1999年年金改革で実施されるはずだった人口動態係数と似ているが、持続性係数は、平均余命の伸びでなく、受給者拠出者比の伸びに連動する。

(2)2020年まで保険料率20%以下、2030年まで22%以下という**保険料率安定化条項**に加えて、給付抑制に対する歯止めとして、2030年までに(税引前ネット給付のグロス賃金に対する)代替率が2020年までは46%、2030年までは43%を下回らないという**給付水準確保条項**が設けられた¹¹。

(3)老齢所得法(Alterseinkünftegesetz)は、年金課税の受給時へのシフトである(1.5.4.で詳述する)。

2007年 法定年金支給開始年齢調整法(RV-Altersgrenzenanpassungsgesetz)可決(2007年年金改革)

(1)公式受給開始年齢の65歳から67歳への引き上げ(**67歳年金 Rente mit 67**)。2012年から1年に1ヶ月分、2024年から2ヶ月分だけ引き上げられ、2029年に67歳開始になる(1946年生まれ以降の世代が該当)。

(2)**最低拠出年数の延長**。強制拠出(被用、自営、介護、育児)者についての最低拠出年数が35年から45年になる。

(3)**保護条項**(Schutzklausel)¹²の緩和。賃金上昇率が低く、後述のリースター係数や持続性係数によるスライド抑制率を下回った場合、**保護条項**によってその年の給付は下げないが、後年、賃金上昇率が高くなったときに抑制を発動して埋め合わせる**調整係数**(Anpassungsfaktor)を導入した。

2004年には賃金は0.12%上昇したが、後述のリースター係数や持続性係数によってスライドを1.23%ポイント引き下げる必要が生じた。差引き1.11%のマイナススライドが生じるはずだったが、保護条項により、2005年7月からの給付額は下がらなかった。2006年には保護条項を発動する代わりに別の特別法を制定することでマイナススライドを回避した。使われなかった抑制係数は2006年秋時点には旧連邦州(西ドイツ)で3.14%、新連邦州(東ドイツ)で2.11%あり、総額60億ユーロ、保険料率にして0.58%分と見積もられた。

給付抑制を実行しても給付が差し引きで減少しないほど賃金成長率が高くなった時点で、給付減少回避条項のために実施できなかった給付削減(平衡需要 Ausgleichsbedarf)を後追いで実行する。この借りは余裕のある年に調整需要の1/2ずつ償還する。調整係数(Anpassungsfaktor)別名補填

¹⁰ 以上の年表は主にDIA[2007]による。

¹¹ SGB VI § 154<年金報告、保険料率の安定化と年金水準の確保>の条項で法律になっている(もっともドイツの年金に関する法律は毎年変わる)。

¹² 日本では2000年~2002年、物価スライドが凍結されたことがあるが、ドイツでは一人あたり平均賃金があがってもマイナススライドをしないことが法律で定められていたのである。

係数 (Nachholfaktor) と呼ばれる (SGB VI§68 a)。リースター係数、持続性係数に次ぐ給付抑制係数である。現在の調整需要は 1.75%ポイントで、2011 年以降の余裕のある年に調整係数が発動する (1.5.1.)。

2008 年 リースター係数停止

大連立与党 (CDU/CSU と社民党。2005 年～2009 年) は、2008 年度 (7 月 1 日から 1 年間の支給分) の年金スライドについて、給付を抑制するリースター係数 (リースター年金に見合う法定年金の支給抑制策) の適用を例外的に見送る法案を可決した。そのため 0.46%しか上がらないはずだったスライド率が 1.1%になった (旧連邦州) 選挙のあった 2009 年にも同様の措置がとられた¹³。

1.2. 被保険者

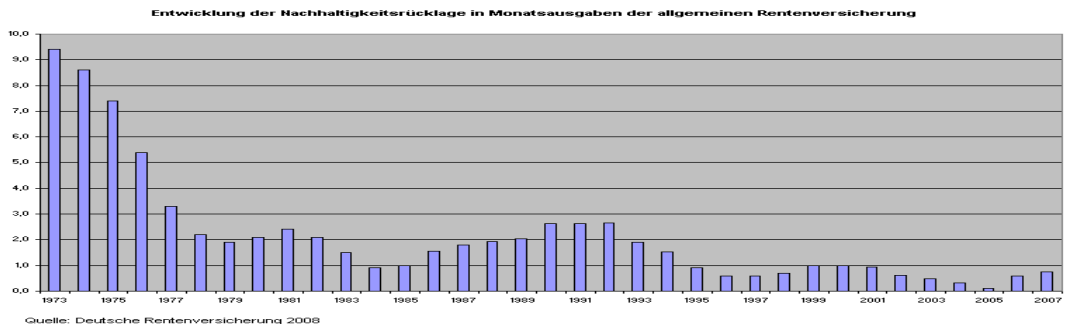
ドイツの法定年金 (Gesetzliche Rentenversicherung:GRV) は、被用者を主な被保険者とする純粋賦課方式¹⁴の公的年金である。

法定年金の被保険者は 3499 万人 (2007 年 12 月 31 日時点) で、内訳は、月収 400 ユーロ (2007 年の購買力平価を 1 ユーロ = 120 円として換算すると 6 万円) 超の被用者を中心とし、それに一部自営業者を加えた強制加入義務者 3149 万人、自営業者や主婦などの任意加入者 39 万人、社会保険強制加入義務免除を放棄した低賃金被用者 504 万人、加入年数のためだけに加入している者 27 万人の合計である。

強制加入者 3149 万人の内訳は、加入義務のある被用者 2612 万人、老齡短時間労働者 53 万人、兵役中の者 (または兵役拒否による代替社会奉仕中の者) 10 万人、失業手当 I 受給者 99 万人、失業手当 受給者 353 万人、退職前手当受給者 1 万人、その他の受給者 36 万人、介護者 29 万人、自

¹³ <http://www.insm-merklemeter.de/10-sozialpolitik.html#1774> によると、この支出増は 2013 年までで 120 億ユーロに達し、2011 年から予定されている保険料率の 19.9%から 19.1%への引き下げができなくなる恐れがあるという。

¹⁴ 積立金 (旧称変動予備金 Schwankungsreserve。2005 年、持続性積立金 Nachhaltigkeitsrücklage と改称) の残高は 1969 年以降予備金の域を出ない額であり、最近 10 年間は 1 ヶ月分に満たない。



ドイツ法定年金の積立金 (一般年金保険の月支出額との比率)

http://www.dia-vorsorge.de/df_050804.htm

営業者 29 万人（うち生業営業者 5 万人、自己申告による者 1 万人、法律による者 3 万人、芸術家・ジャーナリスト 15 万人、手工業者 5 万人）である¹⁵。

自営業者への強制加入拡大には、年金加入義務を逃れようとする被用者が、労使関係を委託関係と偽装する擬似自営業者（Scheinselbstständige）を追いかけて捕捉しようとしたシュレーダー政権の試みも含まれるが、これはさらなる地下経済化を招いたといわれる。

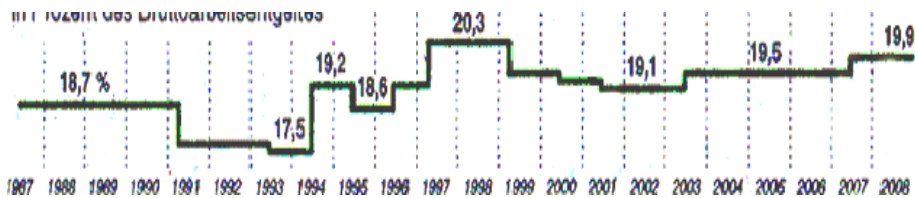
1.3. 保険料率

拠出率は 1949 年にはグロス給与所得の 10%だったが、1957 年年金改革を前に 14%に上がり、1960 年代後半、ついで 1990 年後半に引き上げられ、2009 年現在は 19.9%である（**図表 5**、**図表 6**、**図表 7**。一般年金の被用者は労使折半。自営業者は全額被保険者負担）¹⁶。

	保険料率	現在年金 価値AR (DM・ ユーロ)	保険料査 定限度額 (DM・ ユーロ)	一般年金 保険料総 額(百万 ユーロ)	連邦補助 金(一 般、追 加)(百 万ユー ロ)	一般年金 給付総額 (百万 ユーロ)
1957	14.0		750	4,986	1,744	5,462
1960	14.0	6.34	850	6,894	2,096	7,284
1970	17.0	12.90	1,800	21,673	3,008	19,630
1980	18.0	27.39	4,200	56,858	10,802	55,921
1990	18.7	39.58	6,300	89,443	15,184	89,923
1995	18.6	46.23	7,800	138,199	30,445	151,004
2000	19.3	48.58	8,600	162,165	42,419	177,751
2005	19.5	26.13	5,200	167,980	54,812	198,812
2009	19.9	27.20	5,400	180,028	62,523	200,561

€1=DM1.95583で換算。1990年までは旧連邦州（西ドイツ）、以後は統一保険料率、限度額は旧連邦州（西ドイツ）。DRV2009より石光作成。

図表 5 保険料率等の推移

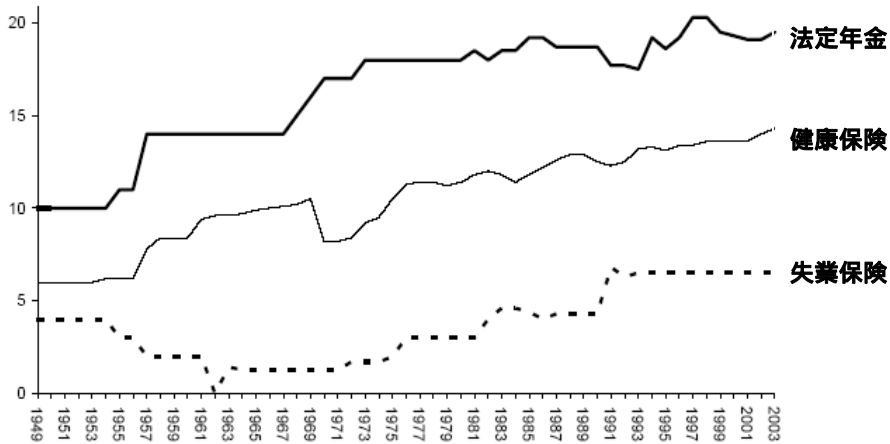


図表 6 ドイツ法定年金の保険料率¹⁷

¹⁵ DRV[2009],S.29.

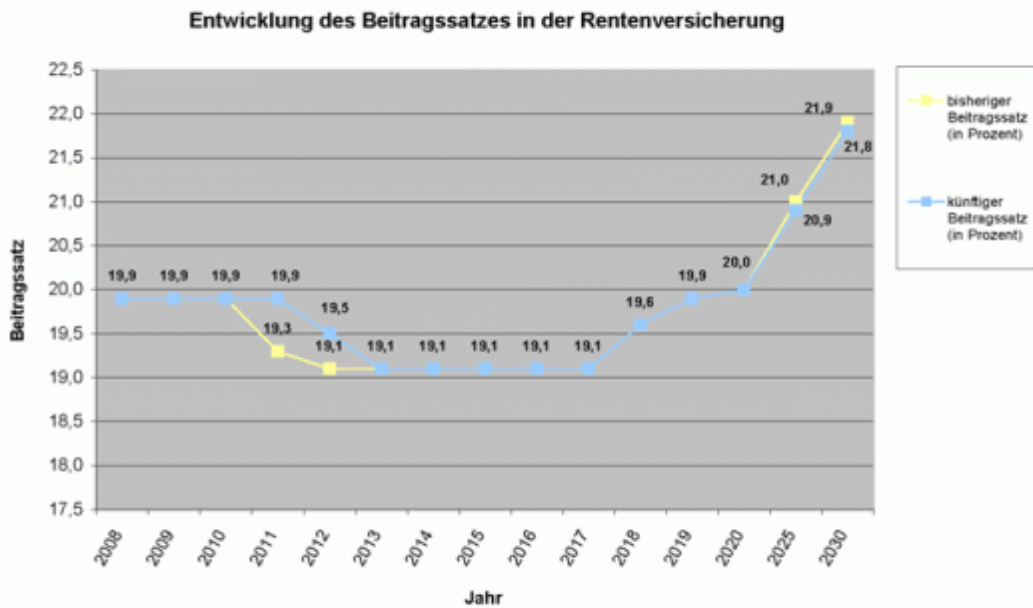
¹⁶ 一般年金(allg.RV:allgemeine Rentenversicherung)の保険料率。鉱山労働者年金(KnV:knappschaftliche Rentenversicherung)も法定年金に属するが、保険料率は 26.4%で、給付も一般年金よりも高い。また労使の負担割合も 1:1 でなく、2:1 である。2005 年以降、ドイツ鉱山労働者鉄道海員年金保険（Deutsche Rentenversicherung Knappschaft-Bahn-See）が保険者である。退職者の多い単位保険で、別枠の国庫補助がある（2008 年 61 億ユーロ DRV[2009]）。

¹⁷ <http://www.kbwn.de/html/rente.html>



図表7 デイツ社会保険の保険料率¹⁸

図表8は、政府の法定年金保険料率引き上げ計画である。ベビーブーマーの退職を前にして2010年代にいったん保険料率を下げる。その後、2018年から、「2020年までは20%を上回らず、2030年mでは22%を上回らない」という**保険料率安定化条項**を守りながら引き上げようとしている。



図表8 法定年金保険料率の引き上げ計画¹⁹

¹⁸ Streeck/Trampusch[2005].

¹⁹ http://www.bundesregierung.de/Content/DE/Archiv16/Artikel/2008/04/2008-04-08-rentenerh_C3_B6hung.layoutVariant=Druckansicht.html

1.4. 給付

1.4.1. 年金額算定式 (Rentenformel) (§64 SGB VI)

年金月額 = 報酬点数 EP × 年金種別係数 RAF × 現実年金価値 AR

報酬点数 EP = Σ (加入者の報酬 / 平均報酬) (小数点以下 4 位まで算出して加算)

平均報酬 (2009 年 7 月 ~ 2010 年 6 月) = 30,879 ユーロ (旧連邦州 (西ドイツ))

年金種別係数 RAF = 1.0 (老齢年金の場合)

現実年金価値 AR (2009 年 7 月 ~ 2010 年 6 月) = 27.20 ユーロ (旧連邦州 (西ドイツ))

例えば、平均賃金を平均支払年数の 40.2 年間払った人の場合、年金月額 = 報酬点数 (1 倍 × 40.5 年) × 年金種別係数 1 × 現実年金価値 27.20 ユーロ = 1093.44 ユーロ (13.1 万円) である。

1.4.2. 年金額スライド算定式 (Rentenanpassungsformel) (§68 SGB VI)

現実年金価値 AR は以下の算定式によってスライドする。新規裁定年金は賃金スライド、既裁定年金は物価スライドする日本と異なり、ドイツの法定年金は新規裁定と既裁定を問わず、以下の賃金スライドをする。

$$AR_t = AR_{t-1} \frac{BE_{t-1} (1 - AVA_{t-1} - RVB_{t-1})}{BE_{t-2} (1 - AVA_{t-2} - RVB_{t-2})} \left(\left(1 - \frac{RQ_{t-1}}{RQ_{t-2}} \right) \alpha + 1 \right)$$

第 1 項 AR_{t-1} は現実年金価値 AR (aktueller Rentenwert) の前年値。

第 2 項 $\frac{BE_{t-1}}{BE_{t-2}}$ は被用者一人あたりグロス報酬 BE (Bruttolöhne und -gehälter) の前々年から前年

に至る成長率²⁰。

第 3 項 $\frac{1 - AVA_{t-1} - RVB_{t-1}}{1 - AVA_{t-2} - RVB_{t-2}}$ は、第 1 の給付抑制項で、年金保険料率 RVB (Beitragssatz in der

allgemeinen Rentenversicherung 一般年金保険の平均保険料率) や 2000 年/2001 年年金改革で導入された **リースター係数** AVA²¹ (Altersvorsorgeanteil 老齢保障比率) が上がると値が下がるよう

²⁰ 2006 年からこの項の分母を算出する別の式が導入されたが、複雑になるのでその説明は割愛する。

²¹ リースター年金の公式拠出率に合わせたリースター係数 AVA の引き上げ計画 (通称 Riester-Treppe **リースター階段**) は、当初の

「2002 年 1%、2003 年 1%、2004 年 2%、2005 年 2%、2006 年 3%、2007 年 3%、2008 年以降 4%」

が 2003 年に 0.5% きざみの

「2002 年までは 0%、2003 年 0.5%、2004 年 1%、2005 年 1.5%、2006 年 2%、2007 年 2.5%、2008 年 3%、2009 年 3.5%、2010 年 4%」

となった。

になっている。

第4項 $\left(\left(1 - \frac{RQ_{t-1}}{RQ_{t-2}}\right)\alpha + 1\right)$ は、第2の給付抑制項で、2004年年金改革で導入された**持続性係数**(Nachhaltigkeitsfaktor)である。年金受給者比率RQ (Rentnerquotien 年金受給数/拠出者数)が上昇すると値が下がるようになっている。は加重係数で、当初は0.25で出発する。 $\alpha = 0$ なら持続性係数導入前と同じである。

この項は、長期的に少子高齢化が進むとRQが上昇することを想定した給付抑制係数であろうが、2007年～2009年については、例えば景気が回復すると拠出者増が増えるため、RQが増大して第4項の数値が1を上回っており、短期的には給付拡大的に作用してしまっている。なお、RQの分母には失業者数が含まれている。これは失業手当受給者は政府が年金保険料拠出を肩代わりする制度を反映している。

1.4.1.と1.4.2.で説明した年金額算定の実例として2009年7月～2010年6月の年金額算定を示す。

$$AR_t = AR_{t-1} \frac{BE_{t-1}}{BE_{t-2}} \frac{1 - AVA_{t-1} - RVB_{t-1}}{1 - AVA_{t-2} - RVB_{t-2}} \left(\left(1 - \frac{RQ_{t-1}}{RQ_{t-2}} \right) \alpha + 1 \right)$$

前年の年金現在価値 $AR_{2008} = \text{€}26.56$

グロス賃金上昇率 $\frac{BE_{2008}}{BE_{2007}} = 1.021$

第3項は後述のリースター係数停止によって1.0000、

第4項持続性係数は $\left(\left(1 - \frac{RQ_{2007}}{RQ_{2006}}\right) \cdot 0.25 + 1\right) = 1.003$ 上述のように、給付拡大的に作用している。

$$AR_{2009} = AR_{2008} \times 1.021 \times 1.0000 \times 1.003 = AR_{2008} \times 1.0241 = \text{€}26.56 \times 1.0241 = \text{€}27.20 \quad (+ 2.41\%)$$

1.4.3. 受給者数と給付総額

上記のようにして決まった年金は、保険料に連邦補助金(2008年は給付総額の約25.6%)を加えて給付される。年金受給者数は2480万人(2008年7月1日。老齢年金1739万件、稼能減少年金156万件、寡婦鰥夫年金546万件、孤児年金38万件で、重複受給がある)、給付総額は2404.3億ユーロ(2008年)である。

各年の平均年間報酬を得て45年保険料を払い続けた人への給付(標準年金 Standardrente)の税引き前のネット値を、受給時のグロスの平均年間報酬で割った値(年金水準 Rentenniveau)は、1957年の57.3%から10%ポイント下がって2008年では46.6%(暫定値)である。標準年金月額

	平均受給年数		平均年間報酬 (グロスユーロ)	45年標準年金 (グロスユーロ)	年金水準 (グロス：%)
	男	女			
1957			2,578	1,478	57.3
1960	9.6	10.6	3,119	1,661	53.3
1970	10.3	12.7	6,822	3,376	49.5
1980	11.0	13.8	15,075	7,562	50.2
1990	13.9	17.2	21,447	10,763	50.2
1995	14.0	17.7	25,905	12,732	49.1
2000	14.3	18.3	27,741	13,313	48.0
2005	15.2	19.3	29,202	14,110	48.3
2009	15.9	19.9	30,879	14,264	46.6

€1=DM1.95583。旧連邦州（西ドイツ）の数値。DRV[2009]より石光作成。

図表9 平均受給年数等の推移

は1,224ユーロ（2009年7月1日旧連邦州（西ドイツ））だが、45年保険料を払い続ける被保険者は40.4%、平均支払年数は40.2年である（2008年末旧連邦州（西ドイツ）男性）。旧連邦州（西ドイツ）男性の2008年末の平均受給額は月額753ユーロ、平均年間報酬に対する代替率は35.5%である。受給額の分布を見ると、2009年の社会扶助（生活保護）給付額359ユーロを下回る給付も旧連邦州（西ドイツ）男性で10%台前半、旧連邦州（西ドイツ）女性で40%前後ある（DRV[2009]）。

1.5. 給付抑制

人口動態の変化により、給付抑制が抛出し引き上げあるいはその両方が必要になってきた。

1.5.1. 年金額スライド算定式による給付抑制と抑制緩和

【1992年年金改革より前】（グロス賃金スライド）

$$AR_t = AR_{t-1} \frac{BE_{t-1}}{BE_{t-2}} \quad (\text{グロス賃金スライド})$$

賃金スライドによる給付額増加への歯止めはなかった。

【1992年年金改革】（ネット賃金スライド）

$$AR_t = AR_{t-1} \frac{BE_{t-1} (1 - SVB_{t-1})}{BE_{t-2} (1 - SVB_{t-2})} \quad (\text{ネット賃金スライド})$$

ネット賃金スライドが導入された（SVBは社会保険の保険料率）。年金保険料だけでなく、社会保険料全体を差し引いたネットであった。

【1999年年金改革】（人口動態係数）

$$AR_t = AR_{t-1} \frac{BE_{t-1} (1 - SVB_{t-1})}{BE_{t-2} (1 - SVB_{t-2})} \left(\frac{(LER_{t-8} / LER_{t-9}) - 1}{2} + 1 \right) \quad (\text{人口動態係数導入})$$

